

施設基準に係わる届出

2024 年 7 月 1 日現在

当院が厚生労働大臣の定める施設基準要件に適合しているものとして、関東信越厚生局長に届け出た施設基準は以下の通りです。

<基本診療料の施設基準>

- ・一般病棟入院料（急性期4）
- ・50対1急性期看護補助体制加算（夜間50対1加算・夜間看護体制加算）
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料 3（休日リハビリテーション提供体制加算）
- ・地域包括ケア病棟入院料 2（地域包括ケア病棟看護補助者配置加算）
- ・感染対策向上加算 3（連携強化加算）
- ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・診療録管理体制加算 3
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・入院時食事療養（1）
- ・病棟薬剤業務実施加算 1
- ・データ提出加算 1（口）
- ・救急医療管理加算
- ・入退院支援加算 1

<特掲診療料の施設基準>

- ・薬剤管理指導料
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
- ・がん治療連携指導料
- ・医療機器安全管理料（1）
- ・人工腎臓（慢性維持透析を行った場合1）（導入期加算 1）
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・椎間板内酵素注入療法
- ・医科点数表第2章第10部手術通則の16に掲げる手術（胃瘻造設手術）
- ・麻酔管理料（I）
- ・検体検査管理加算（I）（II）
- ・CT撮影（16列以上64列未満マルチスライス型）
- ・MRI撮影（1.5テスラ3.0テスラ未満）
- ・脳血管等リハビリテーション料（I）（初期加算）
- ・運動器リハビリテーション料（I）（初期加算）
- ・呼吸器リハビリテーション料（I）（初期加算）
- ・二次性骨折予防継続管理料1・2・3
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ・入院ベースアップ評価料 4 4